

# アーカイブズの語源 アルケイオンについての一考察

筒井弥生

## 1. はじめに

アーカイブズという語を耳にするようになったのはいつの頃からだろうか。日本放送協会が、過去の放送番組を利用してNHK アーカイブス<sup>(1)</sup>を放映開始したのが2000年、また施設の開館は2003年のことである。公文書館である天草アーカイブズ<sup>(2)</sup>の開館が2002年、日本アーカイブズ学会の設立<sup>(3)</sup>が2004年のことであった。それ以前の1990年代半ばにデジタル・アーカイブが月尾嘉男によって提案された<sup>(4)</sup>。2003年に国立国語研究所は、外来語「アーカイブ」の言い換え語提案<sup>(5)</sup>において、意味説明を「個人や組織が作成した記録や資料を、組織的に収集し保存したもの。また、その施設や機関」とし、言い換え語として「保存記録」と「記録保存館」を挙げている。手引きは「一般には、「アーカイブ」の語形が多く用いられるが、専門語としては「アーカイブズ」の語形が用いられることもある」としている。コンピュータ用語のファイルをまとめるという意味もある<sup>(6)</sup>。

このようにアーカイブズという語が使われるようになったのは、最近のことで、一般にはまだなじみがなく、その意味も使い手によって様々である。ところでこの言葉の語源はギリシア語のアルケイオンに求められる<sup>(7)</sup>。本稿では、アルケイオンという語をいくつかの辞書で調べ、用例を検討し、アルケイオンがどのようにアーカイブズという語に継承されていったか、

また古代ギリシアにどのようなアーカイブズがあったのか、考察を試みる。

## 2. アーカイブズ概念とその語源

アーカイブズとは、英語の archives の訳であり、フランス語の archive (アルシーブ)、ドイツ語の Archiv (アルヒーフ)、イタリア語の archivio (アルキヴィオ) などヨーロッパ圏では同根の語がある。フランス革命以来、公文書を保存公開する機関 (アーカイブズ) は、市民社会における市民の権利を象徴する存在である。UNESCO は、2011 年 ICA (International Council on Archives/ Conseil International des Archives)<sup>(8)</sup> が提出した「世界アーカイブ宣言」を採択した。その一節には、「アーカイブへの自由なアクセスは、人間社会の知識を豊かにし、民主主義を促進し、市民の権利をまもり、生活の質を向上させる」とある。ICA の用語集 (Multilingual Archival Terminology) では、アーカイブズを次のように定義する。

archives (1) 業務遂行の過程で個人又は組織により作成・收受されて蓄積され、並びにその持続的価値ゆえに保存された文書。

archives (2) アーカイブズを保存し、閲覧利用できるようにする建物又は建物の一部。アーカイブズ保存所とも呼ばれる。

archives (3) アーカイブズを選別、取得、保存、提供することに責任をもつ機関又はプログラム。アーカイブズ機関 (archival agency)、アーカイブズ制度、アーカイブズ事業とも言われる。

ジャック・デリダの『アーカイヴの病』の日本語訳が<sup>(9)</sup>出版されてから特に、アーカイブズとアルケーとの関係が言及されるようになった<sup>(10)</sup>。アルケーは、“始まり”と“第一の権威すなわち支配”という二つの意味をもつ語である。しかしデリダは“アーカイヴの概念はその内にふたつの

意味のアルケーを記憶しているが、その概念を打ち立てて解釈することは本質的な諸理由から困難である”とし、“アーカイヴの唯一の意味は（アルケーではなく）アルケイオンに由来する”と言う。そう語る背景を知るためにも、「語源と語義は一応区別しておかねばならない」<sup>(11)</sup>。ちなみに archives の語源を arca に求める説<sup>(12)</sup>もあるが、本稿では言及しない。

### 3. アルケイオンを辞書でひく

古代ギリシア語の学習に定番の辞書といえば、Liddell & Scott の *A Greek-English Lexicon* 通称 LSJ<sup>(13)</sup>である。それゆえ、この辞書はいくつかの大学等でオンライン・テキスト化されている。ペルセウス・デジタル・ライブラリー<sup>(14)</sup>の LSJ で、アルケイオン *ἀρχεῖον* の項をみた。以下、辞書を調べ、翻訳し、必要に応じ〈 〉で補った。

*ἀρχεῖον*, イオニア方言では *ἀρχήϊον*, 名詞 *ἀρχή* の第二義の形容詞である *ἀρχεῖος, α, ον* の中性名詞。

A. タウン・ホール（市庁舎）、最高官職〈アルコーン〉の住居ないしオフィス。

ヘロドトス『歴史』巻四 62 節<sup>(15)</sup>（疑わしい）、リュシアス「第九弁論兵役被登録者のために」9<sup>(16)</sup>、クセノフォン『キュロスの教育について』第一巻第二章三節<sup>(17)</sup>、イソクラテス「五 ピリッポスに与う」48<sup>(18)</sup>、〈偽〉アリストテレス『宇宙論』400b 行<sup>(19)</sup>。  
“τὰ ἀ. καὶ βουλευτήρια” 〈アルケイアとブウレウテリア（ブーレ評議会の議会場）いずれも複数形〉デモステネス「第十弁論ピリッポス弾劾第四演説」53<sup>(20)</sup>。参照『ギリシア碑文集 II』475 21 行<sup>(21)</sup>など、『東方出土ギリシア碑文選集』268（紀元前 3 世紀、ナクラサ出土）<sup>(22)</sup>、『ギリシア語ラテン語パピルス文書』2 30 行（紀元前 2 世紀）<sup>(23)</sup>など。

2 複数形にて、公記録、アーカイブズ（おそらく以下において）『ギリシア碑文集成』684 7行目（デュメ出土、紀元前2世紀）<sup>(24)</sup>、参照 ハリカルナソスのディオニュシオス『ローマ古代誌』2巻26<sup>(25)</sup>、『テプトゥニスのパピルス文書』397 19行（紀元後2世紀）<sup>(26)</sup>

II. 最高官職（アルコーン）の集団、会議、（集合的に）最高官職（アルコーン）、

アリストテレス『政治学』1298b28行、1304a19行、但し複数形では、特別会。同書1299a36行、1331a25行<sup>(27)</sup>、プルタルコス「アゲシオラス」『英雄伝』33<sup>(28)</sup>

“ὁμόσαι τὰ ἄ.”〈アルケイアに誓って〉『ギリシア碑文集 II』332 45行<sup>(29)</sup>、参照『東方出土ギリシア碑文選集』218 149行（イリウム〈トロイ〉出土）<sup>(30)</sup>、など。“ὄσοι ἀρχείων μετέχουσιν καὶ δικαστηρίων”〈アルケイオンと法廷で共有するほどに〉『ギリシア碑文集』286 20行（ミレトス出土 紀元前4世紀）<sup>(31)</sup>

III. ローマ軍陣営において、ラテン語のプリンキピア、本部に等しい、プルタルコス「ガルバ」12『英雄伝』<sup>(32)</sup>

さらに上述の説明文にあったアルケー *ἀρχή* をLSJ でひいた。

*ἀρχή* 女性名詞、動詞は *ἄρχω* 〈語義のみ、一部略〉

A. はじまり、起源

b. 前置詞を伴っての副詞的用法 *ἐξ ἀρχῆς* はじめから、最初から

c. 対格 *ἀρχήν* 独立構文で、まず第一に、最初は

2. 第一の原理、元素（アナクシマンドロスがはじめに使った）

3. 包帯や、綱、シートなどの端、角

4. （数学用語として、曲線の）原点

5. 川の支流

6. 合計, 総計
7. 身体 of 生命維持に必要な臓器
- II. 第一の地位, 権力, 統治権 (ホメロスにはない)
2. 帝国, 支配地
3. 官職, 役所
4. 複数形で “*αι ἀρχαι*” 権威者, 当局, アルコーン戦団
5. 支配下の部隊 すなわち軍の部隊  
(複数形で) 天界の諸力

語義のうち, 第一義に, 「はじまり, 最初」があり, 2にあるように, アナクシマンドロスが最初に “万物の根源は……” の根源という意味でアルケーという語を使っている. アルケイオンのもとの形容詞はそれではなく, 第二義の「第一人者たる地位, 権威, 支配者」に対する形容詞で, アルケイオンは「権威者に属するもの」という意味になる. ちなみに第一義のアルケーの形容詞は, *ἀρχαῖος, α, ον* で, その意味は「最初から, 太古の, 古びた, 古拙の」となる. 中性形の名詞化の用例は, 金銭上のプライム・コストという意味がある. また, *ἀρχή* の第二義には, (not in Hom.) とあり, ホメロス作品中では, この意味では使われていないと明記されている.

また, アルコー *ἄρχω* は動詞で, “始まる” と “支配する” という意味を持つ. その分詞からアルコーン *ἄρχων* という語が成立している. その語義以下のようなようである.

### *ἄρχων*

〈語義のみ, 一部略〉

- A. 治者, 支配者, 首長, 王
- II. 公式な職名として, 最高執政官 とくにアテネで
2. 属国や属州の知事, 例えばアテネ帝国において

### 3. 一般的に、執政官、役人

アーカイブズの語源とされるアルケイオンは、LSJによると、アルケーという語の第二義、「第一番目の地位、権威」の形容詞の中性形名詞化によって、支配を意味するアルケーに属するものを表し、アルケーの動詞アルコー（統治する）を為すアルコーンのオフィスを示す語、すなわち役所のこととなる。また複数形は、公記録、アーカイブズを意味することがある。

用例については、原典と翻訳（英語訳と日本語訳）を確認した。第一義の役所としてのアルケイオンは、紀元前5世紀において、ヘロドトス『歴史』はスキュティア、クセノフォン『キュロスの教育』はペルシア、イソクラテスの弁論ではスパルタの役所を指している。アテネにおいてアルケイオンという語が見られるのは、リュシアスやデモステネスの弁論中、前4世紀に入ってからである。アルケイオンが複数形で記録資料の意味をもつのは、碑文やパピルス資料によって知られ、時代もやや下がる。

ベルセウス・デジタル・ライブラリーでは、ギリシア語文献のテキストは、単語一つ一つに語義、変化形が示された上で、出現頻度の統計として、収集作品中の同じ単語の出現数とその箇所が示される。*ἀρχεῖον*については、いまのところ111例があり、それらを検討した結果も概ね同様のことが言える。

次に、*A Dictionary of Greek and Roman Antiquities*<sup>(33)</sup>のArcheionの項を調べた。ここでは、さらに踏み込んだ説明がなされている。最初の部分は、LSJから読み取れたことと同様であるが、アテネについては、具体的な説明がある。

#### アルケイオン

正確には、異民族（ヘロドトス4巻62）の間であろうと、ギリシ

ア人（クセノフォン『ギリシア史』5巻4章58節<sup>(34)</sup>、デモステネス「ピリポス弾劾第四演説」53）であろうと、執政者に属するいかなる公的な場所をも意味する。アテネでは、その名はとくに、人々の法律やそのほかの国家の文書が保存されるアーカイブ・オフィスに適用された。このオフィスは時として、単にデモシオン（デモステネス「第十八弁論冠について」142<sup>(35)</sup>）と呼ばれる。アーカイブズは、神々の母の神殿（メトロオン）に保管され、神殿の責任者は、五百人会（ブーレ、10のデモスから50人ずつ選ばれる評議会のこと）の長（エピスタテス）が信任されていた。（デモステネス「第十九弁論使節職務不履行について」<sup>(36)</sup>、リュクルゴス「レオクラテス弾劾」§66<sup>(37)</sup>、パウサニアス『ギリシア案内記』1巻3部4<sup>(38)</sup>、アテナイオス『食卓の賢人たち』5巻214e<sup>(39)</sup>、プルタルコス『10人の弁論家の辞典』<sup>(40)</sup>、ハルポクラティオン<sup>(41)</sup>、フォティオス『図書総覧（Bibliotheca）』<sup>(42)</sup>、『スーダ辞典』<sup>(43)</sup>の「メトロオン」の項、『スーダ辞典』「アルケイア」の項、建物そのものについてはC.クルティス『アテネのメトロオン』1868年を参照のこと。）

デモシオンとはデモスに属するもの、の意で、民主主義の英語“democracy”の語源は *δημοκρατία* 「デモスの力」にある。デモシオンは市民に公開され、利用されていた。その管理の実際は公共奴隷（デモシオス）がおこなっていた。

リュクルゴスの「レオクラテス弾劾」弁論がメトロオンの参照として挙がっている。リュクルゴス自身は、アルコーンのときに三大悲劇詩人の台本をアーカイブし、改竄を禁じたという<sup>(44)</sup>。

パウサニアスは、紀元後2世紀にアテネを訪問、アゴラのメトロオンやその周辺についても記した。

#### 4. ラテン語 *archivum* を辞書でひく

さて、イタリアのアーカイブズ学の教科書<sup>(45)</sup>は、アーカイブという言葉は、「役人の所在する場所を表し、さらにこの場所で彼らによって作成され保存される文書の集成を示す、ギリシア語の名詞アルケイオンに起源を持っている」と述べ、同様の曖昧さがラテン語の同義語<sup>(46)</sup>にもあると記す。

そこでラテン語 *archivum* を辞書<sup>(47)</sup>で調べたところ、*archives = ἀρχεῖον* とある。東ローマ帝国のユスティニアヌス帝が法典編纂を行った時、*archivum* という建物にある永久保存された条約や法律を神聖なものとする布告を発したという<sup>(48)</sup>。ペルセウスにあるラテン語辞典<sup>(49)</sup>の *archium* と *archivum* の項は次のようである。

アルキーウム あるいは アルキーヴム 中性名詞 ギリシア語のアルケイオンに等しい。

- I. アーカイブズ (古典期の後) 『学説彙纂 (ディゲスタ)』 48 XIX 9 §6<sup>(50)</sup>, メラ 『世界地理』 第三部 8<sup>(51)</sup> “古い部族のアーカイブズ”, テルトゥリアヌス 『弁明』 19<sup>(52)</sup>, 同様に副詞 *Marc. 4.7*<sup>(53)</sup>

原文 *Dig. 48, 19, 9, § 6* が *Digesta* が、ユスティニアヌス帝が勅令で編纂した『ローマ法大全』のうち『学説彙纂』で、モムゼンらが編集したテキスト<sup>(54)</sup>には以下のようにある。

*Solet et sic, ne eo loci sedeant, quo in publico instrumenta deponuntur, archivo forte vel grammatophylacio.*

公的文書が納められる場所、たとえば、アーカイブや文書保管所に座り込んではいないことを慣例とする (大意)。



テオドシウス帝以後、法令はギリシア語で公布されており、『ローマ法大全』はラテン語で編まれたが、勅令はギリシア語で書かれた。アルケイオンはアルケイオンとして、ラテン語アルキウムと等しく用いられたと考えられる。それゆえヨーロッパ社会に広く浸透していったのではないだろうか。

## 5. おわりに

ギリシア語やラテン語の辞書を通して、アルケイオンという言葉の使われ方の流れをみてきた。紀元前5世紀から紀元後6世紀までの時系列で用例を並べると、アルケイオンというのは、アテネではヘレニズム以後とされる<sup>(55)</sup>ことは理解できる。アーカイブズは時に、痕跡に例えられる。19世紀に編纂され、デジタル化された辞書にある用例を、市民としての様々な活動の一つの痕跡と捉え、その背景を知ることによって、その語が使われていた社会を復原できる可能性もあろう。

今回の調査では、古代ギリシア語のアルケイオンが『ローマ法大全』に及んでいるところまでわかった。これがヨーロッパ社会に与えた影響は大きく、各国の archives に繋がっていった可能性が強い。今後は、ヨーロッパ諸国の側から遡っての調査も試みたい。

民主政期アテネにおいては、旧ブーレウテリオンでデモシオンと呼ばれた、母神の神殿メトロオンが、記録を保管した。その記録は真正であるとされ、市民であれば誰でもアクセス可能であった。アルケイオンもヘレニズム期以降は記録資料とその保管施設を意味するようになった。アーカイブズは、権威の象徴、権力を保障する記録の保管庫であったという指摘もある<sup>(56)</sup>。アーカイブズが民主主義の基盤<sup>(57)</sup>というのであれば、アーカイブズは、デモシオンやブーレウテリオン<sup>(58)</sup>を語源とする語でもよかったのではないだろうか。しかしながら、ヘレニズム期にアルケイオンが記録保存場所をも表す語として定着したこと、さらに東ローマ帝国がアルケイ

オンを記録文書の保管所としたことから、何世紀もの時を経て、アーカイブズという語となって今日まで伝わってきたのだろう。

2011年4月に「公文書等の管理に関する法律」が施行<sup>(59)</sup>され、日本のアーカイブズにも変革の時が来た。アーカイブズ制度が国際的にどのように考えられ、その起源がどこにあるのか、アルケイオンを通して見てきた。民主政治の揺籃である古代アテネの記録保存公開施設は、市民に対して、記録の真正性を保障し、公開していた。残念ながら、市民とは成年男子で、女性や子供、奴隷や外国人は含まれないという限定があるが、市民に限ってみれば、今日的アーカイブズに近い仕組みを持っていた。ただその呼称はアルケイオンとは限らず、古代ギリシアでは、むしろブーレウテリオンが市民の代表者による統治システムの場合であり、記録保管公開施設であった可能性が高い。依って、ブーレウテリオンに注目していきたい。

#### 注

- (1) “NHK アーカイブズ”. <http://www.nhk.or.jp/archives/>. archives を v が有声音であるにもかかわらず、アーカイブズと表記したのは言い易さのためという。NHK では“アーカイブズ [Archives] とは、英語で「記録・保管所」の意味です。今日では、この言葉は「時代を記録した映像などを保存・活用する施設や機能」を示す、世界の共通語となっています”としている。
- (2) “天草市立天草アーカイブズ”. <http://hp.amakusa-web.jp/a0695/MyHp/Pub/Default.aspx>. 本渡市天草アーカイブズとして開館した。このHPでは“アーカイブズ (archives) は、多くの場合「文書館」「公文書館」などと訳されます。しかし、本来この言葉は公文書や地域文書というだけでなく、映像記録や電子記録も含めた“記録物”を永久保存して一般公開する施設を意味しています”と説明している。
- (3) “日本アーカイブズ学会”. <http://www.jsas.info/>.

文書館学、記録史科学など対して、アーカイブズ学と提唱したのは、大友一雄である、という（高埜利彦「日本歴史学協会の活動」『アーカイブズ』42号国立公文書館、平成22年12月）。

日本へのアーカイブズ学の導入は、安澤秀一『史料館・文書館学への道』

吉川弘文館, 1985 年による。

- (4) 総務省. “『知のデジタルアーカイブ——社会の知識インフラの拡充に向けて ——』 2012 年 3 月”. [http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000167508.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000167508.pdf). P.6.
- (5) 国立国語研究所. “『外来語』言い換え提案第 2 回 平成 15 年 11 月”. [http://www.ninjal.ac.jp/gairaigo/Teian2/iikae\\_teian2.pdf](http://www.ninjal.ac.jp/gairaigo/Teian2/iikae_teian2.pdf).  
これに対する批判をはじめ, archives の訳については, 青山秀幸『アーカイブズとアーカイバルサイエンス』岩田書院, 2004 年に詳しい. アーカイブズをどう定義づけるかの議論は様々な書籍にある. archive を単数, archives を複数と説明しているものもあるが, archives を単数扱いにしている英文もあり, 一概には言えない. また動詞の archive もある.
- (6) 新村出編『広辞苑第六版』岩波書店, 2008 年. これは②からで, ①は本文中に挙げた国立国語研究所の意味説明に同じ. 尚, 1998 年発行の第五版にアーカイブは採録されていない. 大学関係など, アーカイヴと表記するところも多い.
- (7) 寺澤芳雄編『英語語源辞典』研究社, 1997 年, 63 頁.  
James A. H. Murray ed. *the Oxford English Dictionary*, v. 1, Oxford University Press, 1933/1978, p. 435.
- (8) ICA の日本語訳は国際公文書館会議 (国立公文書館, 国立国会図書館など) とされるが, 全国歴史資料利用保存機関連絡協議会は国際文書館評議会とすべきと主張する (全史協. <http://www.jsai.jp/iinkai/fukukaityou/ica-name.html>).  
ICA. “Universal Declaration on Archives/「世界アーカイブ宣言」(各国語訳).” <http://www.ica.org/?lid=13325&bid=1101>. 2010 年 ICA 円卓会議オスロ大会にて採択.  
ICA. “Multilingual Archival Terminology”. <http://www.ica.org/14282/multilingual-archival-terminology/multilingual-archival-terminology.html>.
- (9) ジャック・デリダ著福本修訳『アーカイヴの病 フロイトの印象』法政大学出版局, 2010 年.
- (10) 清原和之「電子環境下のアーカイブズとレコードキーピングに関する批判的考察——マイケル・モスの議論を中心に——」『西洋中世文書の史料論的研究平成 23 年度研究成果年次報告書』2012 年 7 月, p. 168, 学習院大学人文科学研究第 79 回講演会「アーカイヴの思想——慶應義塾大学ア

ート・センターでの経験」(講演会要旨は『人文科学研究所報』2012年度版, 67頁)など。一方、慶應義塾大学アート・センターの『ブックレット』6号, 2000年3月には前田富士男が「アーカイヴと生成論 (Genetics) —— 「新しさ」と「似ていること」の解説にむけて——」において、“アーカイヴ (archive) とは、ギリシア語アルケイオン (archeion) に、つまり公会堂のような公共建築に由来し、やがて公的な記録保存所を意味するようになった概念である”と記している。この論文が国立情報学研究所のCiNIIで“アルケイオン”を全文検索してヒットする今のところ唯一のもの (ヒット数は2) である。

- (11) 富永一也「われわれのアーカイヴズ」『京都大学大学文書館研究紀要』第2号, 2004年, 34頁より。富永は、古代ギリシア人の「アーカイヴズ」概念が、現代人のそれと違っていたかもしれない、とし、James P. Sickinger, *Public Records and Archives in Classical Athens*, University of North Carolina Press, 1999を紹介している。
- (12) Johannes Papritz, *Einführung, Grundbegriffe, Terminologie; Organisationsformen des Schriftgutes in Kanzlei und Registratur, Bd. 1; T. 1-2, 1* Archivschule Marburg, 1983, pp. 47-48.
- (13) Henry George Liddell, Robert Scott, *A Greek-English Lexicon*, revised and augmented throughout by Sir Henry Stuart Jones, with the assistance of Roderick McKenzie, Clarendon Press, 1940。編者のLiddell, Scottと改訂者のJonesの頭文字をとってLSJと呼ばれる。
- (14) Perseus Digital Library. <http://www.perseus.tufts.edu/hopper/>.  
LSJは1940年版である。 <http://www.perseus.tufts.edu/hopper/text?doc=Perseus%3Atext%3A1999.04.0057%3Aalphabetic+letter%3D%26a%3Aentry+group%3D318%3Aentry%3Da%29rxei%3Don>.  
尚、以下に成立経緯、内容、構造、利用法などが述べられている。吉川斉「デジタル学術資料の現況から第1回～第3回 ペルセウス・デジタル・ライブラリーのご紹介 (1)～(3)」『人文情報学月報』第32号～34号人文情報学研究所, 2014年3月～5月。 <http://www.dhii.jp/DHM/>.
- (15) 村川堅太郎責任編集『ヘロドトス トゥキユディデス』中央公論社, 1970年, 168頁。
- (16) リュシ阿斯著細井敦子訳「第九弁論兵役被登録者のために」『リュシ阿斯弁論集』京都大学学術出版会, 2001年, 118頁。

- (17) クセノボン著松本仁助訳『キュロスの教育』京都大学学術出版会, 2004年, 9頁.
- (18) イソクラテス著小池澄夫訳「五 ピリッポスに与う」『弁論集1』京都大学学術出版会, 1998年, 132頁.
- (19) アリストテレス著村治能就訳「宇宙論」『アリストテレス全集』5岩波書店, 1969年, 272頁.
- (20) デモステネス著加来彰俊訳「第十弁論ピリッポス弾劾第四演説」『デモステネス弁論集1』京都大学学術出版会, 2006年, 281頁.
- (21) Ulrichs Koehler ed., *Inscriptiones Atticae aetatis quae est inter Euclidis annum et Augusti tempora*, G. Reimerum, 1877, p. 280.
- (22) Dittenberger ed., *Orientis Graeci Inscriptiones Selectae supplementum Sylloges inscriptionum Graecarum*, G. Olms, 1960, p. 444-445.
- (23) Surridge Hunt, Bernard Pyne Grenfell, *New Classical Fragments and Other Greek and Latin Papyri*, Clarendon Press, 1897, p. 54.
- (24) Wilhelm Dittenberger, *Sylloge inscriptionum graecarum v. 2*, G. Olms, 1982, p. 271-272.
- (25) with an English translation by Earnest Cary, *the Roman Antiquities of Dionysius of Halicarnassus*, Harvard University Press, 1937, pp. 386-387.
- (26) B. P. Grenfell and others ed., *the Tebtunis papyri part II*, Univ. of California Press, 1902, p. 260.
- (27) アリストテレス著山本光雄訳『政治学』岩波書店, 1961年, 215, 237, 217, 337各頁.
- (28) プルターク著河野與一訳『プルターク英雄伝』(八)岩波書店, 1955年, 113頁.
- (29) Ulrichs Koehler ed., *Inscriptiones Atticae aetatis quae est inter Euclidis annum et Augusti tempora*, G. Reimerum, 1877, pp. 157-158.
- (30) Dittenberger ed., *Orientis Graeci Inscriptiones Selectae supplementum Sylloges inscriptionum Graecarum*, G. Olms, 1960, pp. 332-337.
- (31) Wilhelm Dittenberger, *Sylloge Inscriptionum Graecarum v. 1*, S. Hirzel, 1903, pp. 498-499.
- (32) プルターク著河野與一訳『プルターク英雄伝』(十二)岩波書店, 1956年, 111頁.
- (33) William Smith ed., *Dictionary of Greek and Roman antiquities*, John Mur-

ray, 1890 <http://www.perseus.tufts.edu/hopper/text?doc=Perseus%3Atext%3A1999.04.0063%3Aalphabetic+letter%3DA%3Aentry+group%3D8%3Aentry%3Darcheion-cn>.

- (34) クセノボン著根本英世訳『ギリシア史 II』京都大学学術出版会, 2004年, 60頁.
- (35) デモステネス著木曾明子訳「第十八弁論冠について」『デモステネス弁論集 2』京都大学学術出版会, 2010年, 88頁.
- (36) デモステネス著木曾明子訳「第十九弁論使節職務不履行について」『デモステネス弁論集 2』京都大学学術出版会, 2010年, 244頁. 尚, 245頁の註4に“メトロオンは, 「母神の神様」の意のアゴラ西側の建物. 法律法令などの原本を保管する公文書館として使われ, 市民は自由にそれらを閲覧できた. 公文書の記録編集には公職者である政務審議会書記があたったが, 保守管理には公共奴隷があたった. したがって「公共奴隷の保管する」は, 以下に読まれる法令が, 改竄されておらず真正である, の意”とある.
- (37) with an English translation by J. O. Burtt, *Lycurgus; Dinarchus; Demades; Hyperides*, Harvard University Press, 1954, pp. 60-61.
- (38) バウサニアス著飯尾都人訳『ギリシア記』龍溪書舎, 1991年, 9頁.
- (39) アテナイオス著柳沼重剛訳『食卓の賢人たち 2』京都大学学術出版会, 1998年, 275頁.
- (40) プルタルコス (『十人の雄弁家伝』) <http://data.perseus.org/citations/urn:cts:greekLit:tlg0007.tlg121.perseus-grc1:842e>.
- (41) Harpocraton, Valerius. Wilhelm Dindorf., *Harpocratonis Lexicon in decem oratores Atticos*. Oxford, 1853. <http://www.perseus.tufts.edu/hopper/text?doc=Perseus%3Atext%3A2013.01.002>.
- (42) 「文庫」「図書目録」とも訳される. Photius. “*the Bibliotheca*”. [http://www.tertullian.org/fathers/photius\\_copyright/index.htm](http://www.tertullian.org/fathers/photius_copyright/index.htm).
- (43) Ada Adler ed., *Svidae lexicon*, In aedibus B. G. Teubneri, 1967-c1971. <http://www.stoa.org/sol/>. (英訳付).
- (44) 上野慎也「リュケルゴスの史筆」桜井万里子・師尾晶子編『古代地中海世界のダイナミズム』山川出版社, 2010年, 274-297頁.
- (45) マリア・バルバラウ・バルティーニ『アーカイブとは何か 石板からデジタル文書まで, イタリアの文書管理』法政大学出版局, 2012年, 16頁.

- (46) archivum, grapharium, chartarium publicum, scrinium, tabularium など.
- (47) P. G. W. Glare ed., *Oxford Latin Dictionary*, Clarendon Press, 1996.
- (48) 大藤修・安藤正人『史料保存と文書館学』吉川弘文館, 1986年, 35頁.  
これは「ローマ法大全・勅法彙纂」1.4.30.2であろう。Paulus Krueger, recognovit et retractavit, *Codex Justinian*, Weidmann, 1989, p. 46 を参照.
- (49) Charlton T. Lewis & Charles Short ed., *A Latin Dictionary*, Clarendon Press, 1879, p. 154.
- (50) Paulus Krueger, Theodorus Mommsen, *Corpus iuris civilis, Institutiones Vol. I*, Weidmann, 1988, p. 865-6.
- (51) ポンポニウス・メラ『世界地理』飯尾都人訳編『ディオドロス神代地誌』龍溪書舎, 1999年, 547頁.
- (52) ルトリアヌス著鈴木一郎訳『護教論』教文館, 1987年, 53頁.
- (53) Nominus Marcellus, *De Compendiosa doctrina libros* や「マルコによる福音書」を参照したが, 特定できなかった.
- (54) 注(50)に同じ。(48: De Quaestionibus, 19: De Poenis), 英語訳 Alan Watson ed., *the Digest of Justinian*, University of Pennsylvania Press, 1998.
- (55) Charles W. Hedrick, *Ancient History: Monuments and Documents*, Blackwell, 2006, p. 101. あるいは N. G. L. Hammond and H. H. Scullard, ed. *The Oxford Classical Dictionary*, Oxford University Press, 2000, pp. 149-150, archives の項, 著者は Rosalind Thomas.
- (56) 大濱徹也『アーカイブズへの眼—記録の管理と保存の哲学—』刀水書房 2007年, 4頁 152頁他. 大濱は, 文書館を“もんじょかん”か“ぶんじょかん”と読むかという議論にも言及している.
- (57) ICA's aims より “archives are fundamental to identity, democracy, accountability and good governance”. ICA. <http://www.ica.org/124/our-aims/mission-aim-and-objectives.html>.
- (58) 筆者は米国アーキビスト協会リサーチ・フォーラムで, デモシオンについては “Classical Athenian Archival System: *Anagrapheus* and *Demosion*”, プーレウテリオンについては *Archeion* and *Bouleuterion*, the Foundation of Democracy と題してポスター発表を行った. <http://www2.archivists.org/proceedings/research-forum/> の 2010年 と 2014年 を参照されたい.
- (59) 内閣府. “公文書管理制度”. <http://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/>.

\*URLの最終アクセスは2015年1月8日である。また、ギリシア語ラテン語の日本語表記は概ね慣習に従った。